

平成23年3月12日(18:00)

【照会先】

社会・援護局総務課災害救助・救援対策室
災害救助専門官 金子 雄一郎(内線2899)
救助係長 吉田 卓郎(内線2819)
(代表電話)03(5253)1111
(直通電話)03(3595)2614

平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震にかかる災害救助法の適用について
(第5報)

1 災害の概要

東北地方太平洋沖を震源とする地震により、岩手県、宮城県及び福島県において、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助を必要とするため、岩手県、宮城県及び福島県は災害救助法の適用を決定した。

また、東京都においては、大量の帰宅困難者が発生し、避難所において食品等の給与を行う必要があるため、東京都は災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備考
【岩手県】			
宮古市(みやこし)	3月11日	3月11日の地震発生後、余震が続いており、岩手県、宮城県及び福島県において、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助が必要となっている。 また、東京都においては、大量の帰宅困難者が発生し、避難所において食品等の給与を行う必要が生じている。	
大船渡市(おおふなとし)	〃		
久慈市(くじし)	〃		
陸前高田市 (りくぜんたかたし)	〃		
釜石市(かまいしし)	〃		
上閉伊郡大槌町 (かみへいいぐんおおつちちょう)	〃		
下閉伊郡山田町 (しもへいいぐんやまだまち)	〃		
下閉伊郡岩泉町 (しもへいいぐんいわいずみちょう)	〃		
下閉伊郡田野畑村 (しもへいいぐんたのはたむら)	〃		

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【岩手県】			
下閉伊郡普代村 (しもへいいぐんふだいむら)	3月11日	3月11日の地震発生後、余震が続いており、岩手県、宮城県及び福島県において、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助が必要となっている。 また、東京都においては、大量の帰宅困難者が発生し、避難所において食品等の給与を行う必要が生じている。	
九戸郡野田村 (くのへぐんのだむら)	〃		
九戸郡洋野町 (くのへぐんひろのちょう)	〃		
※盛岡市 (もりおかし)	〃		
※花巻市 (はなまきし)	〃		
※北上市 (きたかみし)	〃		
※遠野市 (とのおし)	〃		
※一関市 (いちのせきし)	〃		
※二戸市 (にのへし)	〃		
※八幡平市 (はちまんたいし)	〃		
※奥州市 (おうしゅうし)	〃		
※岩手郡雫石町 (いわてぐんしずくいしちょう)	〃		
	〃		
※岩手郡葛巻町 (いわてぐんくずまきまち)	〃		
※岩手郡岩手町 (いわてぐんいわてまち)	〃		
	〃		
※岩手郡滝沢村 (いわてぐんたきざわむら)	〃		
※紫波郡紫波町 (しわぐんしわちょう)	〃		
※紫波郡矢巾町 (しわぐんやばちょう)	〃		

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<p>【岩手県】</p> <p>※和賀郡西和賀町 (わがぐんにしわがまち)</p> <p>※胆沢郡金ヶ崎町 (いさわぐんかねがさきちよう)</p> <p>※西磐井郡平泉町 (にしいわいぐんひらいずみちよう)</p> <p>※東磐井郡藤沢町 (ひがしいわいぐんふじさわちよう)</p> <p>※気仙郡住田町 (けせんぐんすみたちよう)</p> <p>※九戸郡軽米町 (くのへぐんかるまいまち)</p> <p>※九戸郡九戸村 (くのへぐんくのへむら)</p> <p>※二戸郡一戸町 (にのへぐんいちのへまち)</p>	<p>3月11日</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>	<p>3月11日の地震発生後、余震が続いており、岩手県、宮城県及び福島県において、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助が必要となっている。</p> <p>また、東京都においては、大量の帰宅困難者が発生し、避難所において食品等の給与を行う必要が生じている。</p>	
<p>【宮城県】</p> <p>仙台市 (せんだいし)</p> <p>石巻市 (いしのまきし)</p> <p>塩竈市 (しおがまし)</p> <p>気仙沼市 (けせんぬまし)</p> <p>白石市 (しろいしし)</p> <p>名取市 (なとりし)</p> <p>角田市 (かくだし)</p> <p>多賀城市 (たがじようし)</p> <p>岩沼市 (いわぬまし)</p>	<p>3月11日</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>		

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<p>【宮城県】</p> <p>登米市（とめし）</p> <p>栗原市（くりはらし）</p> <p>東松島市（ひがしまつしまし）</p> <p>大崎市（おおさきし）</p> <p>刈田郡蔵王町 （かたぐんざおうまち）</p> <p>柴田郡大河原町 （しばたぐんおおがわらまち）</p> <p>柴田郡川崎町 （しばたぐんかわさきまち）</p> <p>亘理郡亘理町 （わたりぐんわたりちょう）</p> <p>亘理郡山元町 （わたりぐんやまもとちょう）</p> <p>宮城郡松島町 （みやぎぐんまつしままち）</p> <p>宮城郡七ヶ浜町 （みやぎぐんしちがはままち）</p> <p>宮城郡利府町 （みやぎぐんりふちょう）</p> <p>黒川郡大和町 （くろかわぐんたいわちょう）</p> <p>黒川郡富谷町 （くろかわぐんとみやまち）</p> <p>黒川郡大衡村 （くろかわぐんおおひらむら）</p> <p>遠田郡涌谷町 （とくだぐんわくやちょう）</p>	<p>3月11日</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>	<p>3月11日の地震発生後、余震が続いており、岩手県、宮城県及び福島県において、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助が必要となっている。</p> <p>また、東京都においては、大量の帰宅困難者が発生し、避難所において食品等の給与を行う必要が生じている。</p>	

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【宮城県】 牡鹿郡女川町 (おしかぐんおながわちょう) 本吉郡南三陸町 (もとよしぐんみなみさんりくちょう) 刈田郡七ヶ宿町 (かたぐんしちかしゆくまち) 柴田郡村田町 (しばたぐんむらたまち) 柴田郡柴田町 (しばたぐんしばたまち) 伊具郡丸森町 (いぐんまるもりまち) 黒川郡大郷町 (くろかわぐんおおさとちょう) 加美郡色麻町 (かみぐんしかまちょう) 加美郡加美町 (かみぐんかみまち) 遠田郡美里町 (とおだぐんみさとまち)	3月11日 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	3月11日の地震発生後、余震が続いており、岩手県、宮城県及び福島県において、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助が必要となっている。 また、東京都においては、大量の帰宅困難者が発生し、避難所において食品等の給与を行う必要が生じている。	
【東京都】 千代田区 (ちよだく) 中央区 (ちゅうおうく) 港区 (みなとく) 新宿区 (しんじゅくく) 文京区 (ぶんきょうく) 台東区 (たいとうく) 墨田区 (すみだく)	3月11日 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃		

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<p>【東京都】</p> <p>調布市 (ちょうふし)</p> <p>町田市 (まちだし)</p> <p>小金井市 (こがねいし)</p> <p>小平市 (こだいらし)</p> <p>日野市 (ひのし)</p> <p>東村山市 (ひがしむらやまし)</p> <p>国分寺市 (こくぶんじし)</p> <p>国立市 (くにたちし)</p> <p>福生市 (ふっさし)</p> <p>東大和市 (ひがしやまとし)</p> <p>清瀬市 (きよせし)</p> <p>多摩市 (たまし)</p> <p>稲城市 (いなぎし)</p> <p>羽村市 (はむらし)</p> <p>あきる野市 (あきるのし)</p> <p>西東京市 (にしとうきょうし)</p> <p>西多摩郡瑞穂町 (にしたまぐんみずほまち)</p> <p>※武蔵野市 (むさしのし)</p> <p>【福島県】</p> <p>福島市 (ふくしまし)</p>	<p>3月11日</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>	<p>3月11日の地震発生後、余震が続いており、岩手県、宮城県及び福島県において、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助が必要となっている。</p> <p>また、東京都においては、大量の帰宅困難者が発生し、避難所において食品等の給与を行う必要が生じている。</p>	

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<p>【福島県】</p> <p>会津若松市 (あいづわかまつし)</p> <p>郡山市 (こおりやまし)</p> <p>いわき市 (いわきし)</p> <p>白河市 (しらかわし)</p> <p>須賀川市 (すかがわし)</p> <p>喜多方市 (きたかたし)</p> <p>相馬市 (そうまし)</p> <p>二本松市 (にほんまつし)</p> <p>田村市 (たむらし)</p> <p>南相馬市 (みなみそうまし)</p> <p>伊達市 (だてし)</p> <p>本宮市 (もとみやし)</p> <p>伊達郡桑折町 (だてぐんこおりまち)</p> <p>伊達郡国見町 (だてぐんくにみまち)</p> <p>伊達郡川俣町 (だてぐんかわまたまち)</p> <p>安達郡大玉村 (あだちぐんおおたまむら)</p> <p>岩瀬郡鏡石町 (いわせぐんかがみいしまち)</p> <p>岩瀬郡天栄村 (いわせぐんてんえいむら)</p>	<p>3月11日</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>	<p>3月11日の地震発生後、余震が続いており、岩手県、宮城県及び福島県において、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助が必要となっている。</p> <p>また、東京都においては、大量の帰宅困難者が発生し、避難所において食品等の給与を行う必要が生じている。</p>	

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<p>【福島県】</p> <p>耶麻郡磐梯町 (やまぐんばんだいまち)</p> <p>耶麻郡猪苗代町 (やまぐんいなわしろまち)</p> <p>河沼郡会津坂下町 (かわぬまぐんあいつばんげまち)</p> <p>河沼郡湯川村 (かわぬまぐんゆがわむら)</p> <p>大沼郡会津美里町 (おおぬまぐんあいつみさとまち)</p> <p>西白河郡西郷村 (にししらかわぐんにしごむら)</p> <p>西白河郡泉崎村 (にししらかわぐんいずみざきむら)</p> <p>西白河郡中島村 (にししらかわぐんなかじまむら)</p> <p>西白河郡矢吹町 (にししらかわぐんやぶきまち)</p> <p>東白川郡棚倉町 (ひがししらかわぐんたなぐらまち)</p> <p>東白川郡矢祭町 (ひがししらかわぐんやまつりまち)</p> <p>石川郡石川町 (いしかわぐんいしかわまち)</p> <p>石川郡玉川村 (いしかわぐんたまかわむら)</p> <p>石川郡平田村 (いしかわぐんひらたむら)</p> <p>石川郡浅川町 (いしかわぐんあさかわまち)</p>	<p>3月11日</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>	<p>3月11日の地震発生後、余震が続いており、岩手県、宮城県及び福島県において、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助が必要となっている。</p> <p>また、東京都においては、大量の帰宅困難者が発生し、避難所において食品等の給与を行う必要が生じている。</p>	

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<p>【福島県】</p> <p>石川郡古殿町 (いしかわぐんふるどのまち)</p> <p>田村郡三春町 (たむらぐんみはるまち)</p> <p>田村郡小野町 (たむらぐんおのまち)</p> <p>双葉郡広野町 (ふたばぐんひろのまち)</p> <p>双葉郡檜葉町 (ふたばぐんならはまち)</p> <p>双葉郡富岡町 (ふたばぐんとみおかまち)</p> <p>双葉郡川内村 (ふたばぐんかわうちむら)</p> <p>双葉郡大熊町 (ふたばぐんおおくままち)</p> <p>双葉郡双葉町 (ふたばぐんふたばまち)</p> <p>双葉郡浪江町 (ふたばぐんなみえまち)</p> <p>双葉郡葛尾村 (ふたばぐんかつらおむら)</p> <p>相馬郡新地町 (そうまぐんしんちまち)</p> <p>相馬郡飯舘村 (そうまぐんいいたむら)</p>	<p>3月11日</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>	<p>3月11日の地震発生後、余震が続いており、岩手県、宮城県及び福島県において、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助が必要となっている。</p> <p>また、東京都においては、大量の帰宅困難者が発生し、避難所において食品等の給与を行う必要が生じている。</p>	

<注>※は今回適用分

2 今までにとられた措置

- ・避難所の設置、炊出しその他による食品の給与 等